「右側面」

金五百両明蓮社大僧正顕誉祐天大和尚

金五百両光壽院殿明營月清貞松大姉

(キリク)

金五拾両雄蓮社大僧正松誉詮察大和尚

金五両本山五十七主学誉上人冏鑑大和尚

「左側面」

増上寺演誉大僧正世話 山内所[

右者 享保元 丙丁

|両年之○御寄附

(キリク)

仰蓮社信誉上人法察和尚

金三拾両光安院殿浄屋泰漬大姉 正徳二年〇十二月十四日金拾五両春香院 []

第三項 増上寺主としての祐天

『増上寺史料集』一を見ていくと、おもしろいことに気付く。それは、祐天の時代には定

そして祐天のあと入院した詮察は正徳五年十月、十二月、享保元年四月、八月などに定書に 八日に触書、 び触状を、 書や触書などというものが出されていないということである。祐天が寺務を怠ったのか、で までの伝記をたどってくると、人を規則で縛ることを良しとしなかったようにも考えられる。 きなかったのか、 了也の代から見ると、了也は元禄十一年八月二十六日、元禄十二年閏九月九日に定書およ 白玄は元禄十三年正月八日および三月に定書と触書、雲臥は元禄十五年十二月十 門周は宝永二年二月二十五日、宝永三年二月、宝永四年八月に定書と下知状 あるいは出したが書類が残っていないのか状況を計るすべもないが、これ

頁 と記録する僧も多い。今少し『浄全』から拾ってみると、 許可を与えた記録が祐天寺に残っている。もちろんそれ以前にも檀林主として伝法は行って 大玄が飯沼弘経寺にて宝永元年冬三脈を譜承している記録 いたであろうが記録として出るのはここからであろう。 増上寺主として大事なことに伝法が挙げられる。祐天の伝法の記録は、増上寺第四十五世 理由はともかく祐天の名で定書や触書のないことも人柄を反映していると考えたい が初出であろう。伝通院時代には宝永二年十一月二十三日祐海に布薩戒ならびに璽書の また、 (「縁山志」 『浄全』 十九、 僧伝に祐天より伝法を受けた <u>Fi.</u>

触書を出している(以上『増上寺史料集』一)。

関通(正徳二年五重)(十八巻、二一七頁)

徳巖(五重相承) (十八巻、四九六頁)

澄禅(正徳二年三脈)(十八巻、六一二頁)

浄土宗伝法沿革』 (越智専明録) に伝法上の祐天の位置付けがなされてい と出ている。

弘通の時至らば必ず之に依るべし忘るゝ勿れと 及国師の正伝たる所以なり云云又顕誉示して曰予か伝法は感誉已来の正伝なり汝 あり爾るに近代諸師の中に顕誉祐天の伝程能宗意に適合せし伝なし是れ実に感誉 壮年より諸法の明師に参謁して直対面謁にて得たるあり或は二転三転して伝たる 随波は檀通に伝へ檀通は祐天に伝ふ此法系実に感誉上人の正脈正伝にして後世 (潮呑已后) に異なれり |師の滅後廓山了的了学随波四代相次いで縁山に住す此の四人皆国師の上足なり 成誉大玄上人は祐天僧正に嗣法せし人なり故に曰愚老

増上寺四十五世大玄の言葉として祐天の伝法の正統性を主張している。

『伝法要偈口決』という写本が大正大学の蔵書として残されている。この本の頭書きには

増上寺三十六世

明蓮社顕誉祐天大僧正愚心大和尚御伝

直弟 光營雲洞露滴記之

伝法弟子英誉寿山大愚謹書

と書かれている。雲洞とはのちに宝松院を守り享保十七年に遷化した雲洞(「縁山志」 『浄全』

十九、三一九頁)と同一人物であり、先の鎌倉大仏の復興にもかかわった祐天随身の僧と考

小石川伝通院顕誉祐天上人御口決他見可

えられる。

末尾には、

秘々々

山云此切紙得二希有一而発二久秘一顕營心法了二然 宝永六巳丑四月

光營雲洞記

正徳乙未年十一月八日 英誉寿山書 目前一矣

祐天寺開山祐海和尚悲顕誉法燈断絶而捧

学頭雅山和尚因祐海師為御名代被授与学縁山月行事十二人之鬮於顕營御影前則賜

頭雅山和尚畢

大巖寺廿六世貫蓮社練誉上人天阿雅山

宝歷五亥年三月十日同年四月十五日書写之年

和尚授与源法寺十世精營善了畢

とあり、 た書写本であることがわかる。 祐天の伝法が断絶するのを憂えた祐海が、 当時の増上寺学頭雅山にこの本を授与し

雅山は『増上寺史料集』(一、五七○頁)にある宝歴二年正月の定書に学頭として署名して

おり、年代としてはほぼ合う。

付けが明確になるであろう。内容についてはのちの機会に譲りたいが、 人柄がまた伝わってくる伝書である。 語体で受者に言って含めるような「……なされたぞ」という言い回しになっており、 本書が、祐天の口伝を書きとどめたものであるとすれば、その内容からまた伝法上の位置 書かれているの 祐天の は口

伝法上、また祐天研究上価値ある一冊と言わねばならない。